

平成26年度 社会保障に関する要望書

| 要 望 事 項 | 回 答 | 担当課 |
|--|---|--------------|
| 1. 職員問題について | | |
| <p>自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にあります。</p> <p>特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきです。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望します。</p> | <p>現下の厳しい行財政状況のもと、市民サービスの向上と共に効率化、合理化といった内容は避けて通れない状況にありますが、職員の適正配置となるように今後とも努力していきます。また、正規職員以外においても、それぞれの職の特性に応じて、多様な勤務形態を活用し、市民サービスの向上のため、適切に職員の配置を行ってまいります。</p> | <p>人事課</p> |
| 2. 国民健康保険・医療について | | |
| <p>① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げることを目的に、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免(こどもの均等割は0にするなど)、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)なお、生活保護基準引き下げによる保険料減免と利用料減免での影響について具体的にお答えください。</p> | <p>本市においては、例年、国保会計の健全化・安定化のため、保険料負担の軽減を図ることを目的に、当初予算編成の段階から許せる限りの多額の法定外繰入を行ったうえで、被保険者の方にも相応の負担をお願いしているところです。</p> <p>保険料の減免は、国民健康保険法や市条例に規定されているとおり、納付相談を通じて、失業や疾病といった前年と比較して収入が一時的に著しく減少した等、申請世帯の個別状況に応じて適用されるべきものであり、負担の公平性確保の観点からも、特定の世帯に対して一律に適用されるべきものではないとの考えから、現在のところ、その拡充は考えていません。また、一部負担金減免については、平成22年9月に示された国の基準に基づき本市要綱を改正し、平成23年4月1日から実施しているところであり、その拡充は考えていません。なお今年度より、低所得層の負担軽減のために均等割・平等割にかかる法定軽減の対象が拡大されております。各々については、市ホームページ及び国保のてびきに掲載しています。</p> <p>昨年8月の生活保護基準引き下げによる減免の影響は、本市の場合、対象者はありませんでした。</p> | <p>国保年金課</p> |

| | | |
|---|--|--------------|
| <p>② 「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。</p> | <p>資格証明書の交付は法令により義務付けられているものであり、短期証の未交付（留め置き）は行っていません。また、納付相談を通じて、病気など特別な事情がある場合には、個々の事情に応じて適切・柔軟に対応しています。 資格書交付世帯のうち高校生世代以下の未成年者については、国保法に基づき必ず短期証を交付しています。 滞納処分については、被保険者間の負担の公平性確保の観点から法令に従って適正に行っており、事前に文書や電話による催告を実施し、納付相談や弁明の機会の呼び掛けに応じず納付がなされない場合に限り適正に実施しています。一方、呼び掛けに応じた世帯に対しては、納付相談を通じて個別の事情を十分に聴き取り調査したうえで、納付状況等を鑑み、短期証の発行などを含め、個別に適切に対応しています。なお、生活保護受給者については、従来より執行停止を行っております。 鳥取県での事例については、報道等により把握しておりますが、この場合は、差押禁止財産であることを認識したうえで、差押を行った事についての判決であると認識しており、処分を行う際は、法令や平成10年最高裁判決に則り、適正に実施してまいりたいと考えています。</p> | <p>国保年金課</p> |
| <p>③ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。</p> | <p>課・係内で定例的に事務打ち合わせを行い、その際に、引き継ぎ事項や新制度・制度改正についての運用方法の確認を行っており、今後も引き続き実施してまいります。</p> | <p>国保年金課</p> |
| <p>④ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。</p> | <p>生活保護担当課とは、相互に連携しながら、窓口での生活保護制度の紹介や、滞納処分にかかる情報の共有を行っております。</p> | <p>国保年金課</p> |
| <p>⑤ 国民健康保険運営協議会は住民参加・住民代表の公募・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録を作成しホームページで公開とすること。</p> | <p>国保運営協議会は公開としており、傍聴者への資料提供も行っていきます。議事録のホームページ掲載については、平成24年度開催の運営協議会分から掲載しております。 委員公募につきましては、現在公募実施中の市町村の意見として、国保制度の複雑な内容について、一般の方が参加することに無理があるのでは、といった意見もあることから、現在は考えておりません。</p> | <p>国保年金課</p> |
| <p>⑥ 2015年度「財政共同安定化事業」1円化にむけては、大阪府が一方的に算定方法を決め、大規模自治体のみが一人勝ちをし、その他の自治体が交付より拠出が大幅に上回るために保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう市町村として意見をだすこと。</p> | <p>広域化に向けた研究会を大阪府が設置されており、そのなかで各保険者の代表も参加することとなっているため、その様な場合も含めて、府との協議や国・府への要望を引き続き行ってまいります。</p> | <p>国保年金課</p> |

| | | |
|---|--|-------|
| ⑦ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。 | 国への要望は、大阪府市長会を通じて行っており、また、ペナルティ分については一般会計繰入により対応しております。 | 国保年金課 |
| ⑧ 無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。 | 配架スペースの関係から、被保険者の相談内容から必要と判断される場合に、案内するよう課内周知いたします。 | 国保年金課 |
| 3. 健診について | | |
| ① 特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。 | 特定健診では市が独自の検査項目を追加するなど、内容の充実を図っています。また、同時に肺がん検診も受診できることから、結核等も発見できる体制をとっています。特定健診の自己負担については、今年度より無料としております。受診率の高い市町村の取組については、アンケート調査を実施したり、府のヒアリング結果などを参考にしています。 | 保健医療課 |
| ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。 | 乳がん・子宮がんを除くがん検診等については、特定健診受診時に同時受診できるよう対応しています。検診にかかる自己負担は、受益者負担の立場から、無料にする考えはありません。ただし70歳以上、生活保護受給者及び市民税非課税世帯の方は、無料で受診できるよう対応しています。 | 保健医療課 |
| ③ 人間ドック助成を行うこと。 | 人間ドックの助成については、他市の状況を参考に、今後研究してまいります。 | 保健医療課 |
| ④ 日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。 | 保健医療センターでの集団健診においては日曜及び祝日に健診を実施しています。なお、出張健診の実施や委託事業所への補助を行う考えはありません。 | 保健医療課 |
| 4. 介護保険について | | |
| ① 第5期介護保険事業会計の見通しを明らかにするとともに、第6期介護保険料については、特に基準額以下の段階を国の段階よりも引き下げ×0.1や0.2などを作ること。その場合、一般会計からの繰入を行い、保険料全体で調整しないこと。また本人課税の段階についてより多段階化をし、例えば所得200万円と400万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないように配慮すること。低所得者に対する独自の保険料減免制度を改善すること。 | 介護保険事業特別会計につきましては、安定的な運営に努めてまいります。第6期の保険料の段階については、今後検討してまいります。一般会計からの繰入による介護保険料の引き下げは、行いません。また、保険料の減免制度については、今のところ見直す考えはありません。 | 高齢介護課 |
| ② 国庫負担割合の引上げを国に求めること | 安定的かつ健全な介護保険制度の運営が確保され、第1号被保険者の保険料基準額が高額な設定とならないよう、国庫負担割合の引き上げなどの財源措置を講じられるよう要望しています。 | 高齢介護課 |

| | | |
|---|--|--------------|
| <p>③ 直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数及び実態を明らかにし、これらの利用者のサービスを第6期以降においても継続すること。要支援者の訪問介護・通所介護については、利用者のサービス選択権を保障し、希望するすべての利用者には既存のサービスを提供できるようにすること。「多様な主体による多様なサービス」について確保の見通しについて明らかにすること。「新しい総合事業」を実施する自治体の体制（担当課、担当職員数、委託先団体、連携先等）を明らかにすること。</p> | <p>平成26年5月末現在の要支援者の訪問介護利用者数は1,150人、通所介護利用者数は717人となっており、今後も利用者の実態の把握に努めるなどして、第6期介護保険事業計画を策定してまいります。また、「要支援者の訪問介護、通所介護」、「多様な主体による多様なサービス」については、国から発出される資料を参考に、検討を進めてまいります。なお、これらの事業は高齢介護課が担当します。</p> | <p>高齢介護課</p> |
| <p>④ 利用者負担割合を上げないこと。国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、補足給付の対象に資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。国が制度化するまでは市町村として独自減免を行うこと。</p> | <p>利用者負担割合の引き上げ、補足給付の資産要件については、国の動向を注視し対応してまいります。国の負担による低所得者対策については、国に要望しておりますが、市独自減免は行わず、既存の介護保険制度における減免制度の周知に努めてまいります。</p> | <p>高齢介護課</p> |
| <p>⑤ 行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。</p> | <p>介護保険事業計画に基づき、必要な施設・居住系サービスの整備に努めております。高齢者住宅については、適正なサービス提供を行うよう、関係機関と連携してまいります。</p> | <p>高齢介護課</p> |
| <p>⑥ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。</p> | <p>適正なサービス提供となっているものと認識しております。</p> | <p>高齢介護課</p> |
| <p>⑦ 第6期介護保険事業計画策定に当たっては「日常生活圏域部会」を設置し、中学校区ごとの調査を踏まえて日常圏域ごとの計画を策定すること。また、地域包括支援センターも日常生活圏域に1カ所設置すること。</p> | <p>次期計画は今後、国から示される指針に従って策定してまいります。地域包括支援センターについては、各圏域ごとに担当する包括支援センターを配置しております。</p> | <p>高齢介護課</p> |
| <p>5. 障害者の65歳問題について</p> | | |
| <p>① 介護保険第1号被保険者となった障害者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知(平成19年3月28日付)をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行なうこと。</p> | <p>本市では、厚生労働省通知による介護給付費等と介護保険制度との適用関係を踏まえ、介護保険だけではサービスが不足するまたは介護保険のサービスでは対応できない等の理由により、居宅介護等の障害福祉サービスを支給決定し、ご利用いただいております。今後も障害の状況や生活環境等を勘案し、支給決定を行ってまいります。</p> | <p>障害福祉課</p> |
| <p>② 64歳までの障害者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。</p> | <p>介護保険サービスの利用に伴う利用料自己負担は、1割となっており、既存の制度以外での軽減を行う考えはありません。</p> | <p>高齢介護課</p> |
| <p>6. 生活保護について</p> | | |
| <p>① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも(1) 国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。</p> | <p>現下の厳しい行財政状況のもと、市民サービスの向上と共に効率化、合理化といった内容は避けて通れない状況にあるが、適正配置となるように今後とも努力してまいります。また、窓口での接遇等において今後もケースワーカーの研修を図ってまいります。</p> | <p>人事課</p> |

| | | |
|---|--|--------------|
| <p>① 窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。 (2)</p> | <p>申請者に対し、申請権侵害となるような対応はしていません。生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえ、他法他施策の活用等について適切な助言を行うとともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行っています。保護意思の確認後、申請意思を有する方には速やかに「申請書」を交付しております。</p> | <p>福祉政策課</p> |
| <p>② 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。</p> | <p>「生活保護のしおり」には、冒頭で生活保護は国民の生存権を保障する国の制度であることを記載し、原理・原則、保護のしくみ、開始手続、保護を受けた場合の権利・義務などを詳述して作成しており、市民の目に触れやすいように、常時カウンターの上に置くように配慮しています。なお、相談者に対しては、主訴及び生活困窮状況等を聴取し、法の趣旨等を十分に説明するよう相談業務を行っており、生活保護の申請意思を有する方には「申請書」を交付していますので、常時「申請書」をカウンターに置くことは考えておりません。</p> | <p>福祉政策課</p> |
| <p>③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自自治体が仕事の間を確保すること。</p> | <p>申請時に違法な助言・指導は行っていません。また、生活保護法に基づき、保護受給世帯の自立を助長できるよう、就労支援等を行っており、「自立支援プログラム」については、本人の意思を確認の上で参加していただいています。なお、生活保護受給者だけを対象とした仕事の間を確保することについては考えておりません。</p> | <p>福祉政策課</p> |
| <p>④ 通院や就職活動などのための移送費（交通費）を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。</p> | <p>通院移送費については、生活保護受給者の個別事情に配慮しながら、必要な治療を受けるための通院を阻害することのないように、通院移送費を認定しています。また、就職活動を熱心かつ誠実に努力される場合の就職活動の交通費は移送費を認定しており、「生活保護のしおり」にも記載し、受給者に周知を図っております。</p> | <p>福祉政策課</p> |
| <p>⑤ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。</p> | <p>医療機関の受診については、原則として医療券で対応していますが、休日、夜間等の緊急時に受診できるように、「生活保護受給者証」を交付しております。</p> | <p>福祉政策課</p> |
| <p>⑥ 自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。</p> | <p>車の保有の可否については、生活保護制度に基づき、適正に判断しております。</p> | <p>福祉政策課</p> |

| | | |
|---|--|--------|
| ⑦ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。 | 警察官OBについては、暴力団対策や生活保護の適正実施の観点から、面接相談時やケースワーカーの訪問調査活動の補助を行っており、配置についてはやめる考えはございません。「適正化」ホットライン等の実施は考えておりません。 | 福祉政策課 |
| ⑧ 介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。 | 介護扶助の自弁の強要はしておりません。ケアプランについては、被保護者の処遇の向上と自立助長に向けて、生活保護制度に基づき適正な指導をしております。 | 福祉政策課 |
| 7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて | | |
| ① こども医療費助成制度は、2013年4月段階で1) 全国1742自治体中984自治体(56.4%)が完全無料、2) 1349自治体(77.4%)が所得制限なし、3) 831自治体(47.7%)が通院中学校卒業まで、155自治体(8.9%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアしている自治体は1つもなく、全国最低レベルである。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。 | 所得制限は、一定以上の所得の方には応分の負担をしていただくという考えに基づき、設けております。一部自己負担金については、受益と負担の適正化を図り、無理のない範囲で一定の負担をしていただき、今後とも持続可能な制度とするため、大阪府が導入したものであり、府内共通の制度として、各市町村との整合性を図る上からも、一部負担金の導入は必要と考えております。対象者に関しては平成25年7月1日から、通院及び入院にかかる医療費の助成対象者を小学校6年生まで引き上げたところであり、更なる年齢の引き上げは現在のところ考えておりません。なお、毎年大阪府に対して対象年齢の拡大を要望しております。 | こども政策課 |
| ② 妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。 | 妊婦健康診査の公費助成については、平成26年4月から、14回90,000円に増額しております。今後の対応については、他市の動向を踏まえ、研究してまいります。 | 保健医療課 |
| ③ 就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみる。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。昨年8月、今年4月の生活保護基準引下げがどのように影響したかについて具体的な数値で説明すること。また、影響が出ないようにどのような対策をとったのか明らかにすること。 | 就学援助の適用条件については、近隣他市の状況や財政状況を考慮し、設定しています。学校申請とすることで、学級担任が児童生徒に対して、よりきめ細やかな教育的配慮ができるものと考えています。確定した前年度所得が参照可能となる時期が5月以降となり、また、認定事務に要する時間を考えると、現在の支給時期を早めることは難しい状況ではありますが、さらなる事務の効率化に努めました結果、第1回支給月につきまして、前年度より、ひと月の早期化を行ったところであります。生活保護基準引下げに伴う対応については、影響が及ばないよう対応することとした国の趣旨を理解した上で、前年度と同じ認定基準額を使用することにより、影響が及ばないよう対応したところであります。 | 学務課 |
| ④ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。 | 本市では、これまでも多様な子育て支援策を展開しておりますが、今のところ、家賃補助を制度化する考えはありません。 | こども政策課 |

| | | |
|---|---|-------------------------|
| <p>⑤ 独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。</p> | <p>本市では、こども医療費助成対象者を小学校6年生まで拡大するなど、子育て世帯の経済的な負担の軽減に努めていることから独自の現金支給を行う考えはありません。</p> | <p>こども政策課</p> |
| <p>⑥ 中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とすること。</p> | <p>本市では、平成25年4月から学校給食法に基づいた完全給食を実施しています。その形態は、学校給食と家庭弁当を選択できる「選択性給食」で、調理・提供方式については、「民間調理場を活用した弁当箱によるデリバリー方式」で実施したところであり、現在のところ、自校式全員給食を実施する考えはありません。</p> | <p>学務課</p> |
| <p>⑦ ここ10年間の人口流入・流出についての動向とその原因分析、さらに少子化対策、現役世代の定着のためにどのような施策を展開しているのかについてお知らせいただきたい。</p> | <p>平成14年度以降は、平成17年度を除いて転入者数が転出者数を上回っており、転入超過が続いている状態です。転入超過の原因として、平成16年度の彩都のまちびらきや、住宅開発の進展などが考えられます。</p> <p>また、少子化対策・現役世代の定着のため、茨木市次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定し、妊婦健康診査事業をはじめ、つどいの広場事業や子育て相談、一時預かり事業等を実施し、育児負担の軽減を図るとともに、延長保育事業や休日保育事業、病児・病後児保育等の保育サービスの充実に努めております。</p> | <p>政策企画課 こども政策課</p> |